

## 景品表示法における課徴金制度導入に係る検討に対する要望書

一般社団法人新経済連盟  
代表理事 三木谷 浩史

消費者庁・消費者委員会で現在景品表示法における不当表示に係る課徴金制度の導入が議論されていますが重大な懸念を有していますので、下記のとおり要望書を提出いたします。

### 記

#### 【要望内容】

不当表示に係る課徴金制度の導入は、自由で創意に富んだ経済活動への萎縮効果が極めて大きく、消費者の選択に必要な情報がかえって不十分になる懸念もあることなどから、「導入ありき」ではなく、その可否を含めて、事業者利益を代表する委員を含めた形で極めて慎重な検討が行われることを強く要望します。

#### 【要望理由】

##### 1. 検討の過程について

不当表示に対して課徴金を課す制度は、自由で創意に富んだ経済活動に及ぼす影響が極めて大きく、その導入には経済取引の実態を踏まえた慎重な検討が必要です。にもかかわらず、現在消費者委員会で行われている「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」の委員には、事業者や事業者団体の委員が一人も含まれていません。

不当表示による顧客の誘因を防止することは、一般消費者にとって利益となるのみならず、正当な競争を確保することによって優良な事業者にとっても利益となるものであり、不当表示に対する適切な抑止・是正措置については事業者の立場からも否定するものではありません。しかしながら、事業者をただ聴取の対象者としてのみ扱い、事業者の委員の参加なしに課徴金の導入を前提とした議論を行うことは、検討過程として極めて不適切と考えます。

課徴金制度導入が及ぼすプラスとマイナスの影響を十分考慮した上で、その可否を含めて検討し、景品表示法の目的達成のために最適な手段を選択する上では、少なくとも消費者利益を代表する委員と同数の実務に精通した事業者の委員を議論に参加させるべきと考えます。

##### 2. 景品表示法の表示規制の本質と「課徴金」制度を設けること自体の是非について

- (1) 景品表示法による表示規制では、商品・役務に関する表示（宣伝・広告等）の不当表示として規制されるものは、品質・価格を実際よりも「著しく」優良又は有利であると見せかける表示のみに限定されています。これは、宣伝・広告等は原則として事業者の創意工夫が認められる領域であることを示しています。事業者が、創意工夫によって消費者に自社の供給する商品・役務の魅力を伝え、その結果消費者の合理的かつ自主的な選択に資する多様な情報が提供され、そのための努力を事業者が日々行っているということを前提としていることに十分配慮することが必要です。
- (2) 現状の不当表示の制度の要件でさえも、極めて抽象的であって客観的で予測可能の基準がなく、事業者の事業活動に萎縮効果をもたらすものであるとの指摘が学会及び実務界からは従前よりなされてきました。よって、不当表示の抑止を目的とする課徴金を導入する上では、その要件の明確化が必須条件であり、それがなされない場合には、事業者の自由な経済活動に萎縮効果をもたらし、その創意工夫を妨げ、営業の自由を妨げるものとなり得ます。
- (3) にもかかわらず、上記の専門調査会での議論では、表示自体には直接の問題はなくその後に悪質な行為が行われる類型や、そもそも販売することが許されない物品等の表示など、通常は不当表示として対応すべきとはいいがたい類型についてまでも検討の対象としようとする向きがあることなど、要件の明確化とはほど遠い意見がみられます。このようなままで拙速に課徴金を導入すれば、過度に事業者の創意工夫を制限し萎縮効果をもたらします。その結果、かえって消費者に十分な情報提供が広告・宣伝等を通じて提供されることはなくなり、消費者の合理的かつ自主的な選択が妨げられることから、本来の法目的とは逆行することになってしまいます。
- (4) まずは、現状制度において予見可能性を高めるためのガイドライン等の整備とその定着、相談体制の強化等を進めることが先決と考えます。

以上